

公立大学法人大分県立看護科学大学研修・実習センター規程

平成18年4月1日
規程第 80 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学研修・実習センター（以下「研修・実習センター」という。）の組織及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修・実習センター長)

第2条 研修・実習センターに、研修・実習センター長を置く。

2 研修・実習センター長は、研究科長をもってあて、研修・実習センターの運営に関する業務を統括する。

(研修・実習センター運営委員会)

第3条 研修・実習センターの運営に関する事項を協議するため、研修・実習センター運営委員会を置く。

2 研修・実習センター運営委員会の委員長は、研修・実習センター長があたる。

(使用者の範囲)

第4条 研修・実習センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の看護実習に関して使用する者
- (2) その他研修・実習センター長が認めた者

(使用手続き)

第5条 研修・実習センターの使用を希望する者は、あらかじめ研修・実習センター長が指定するシステムに入力し使用するものとする。

(使用責任者)

第6条 研修・実習センターを使用する者は、使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、研修・実習センター使用期間中、その一切の管理責任を負うものとする。

(建物の管理)

第7条 研修・実習センターの建物は、財務グループにおいて管理する。

2 研修・実習センターを使用しようとする者は、第5条のシステムに所要事項を入力し、財務グループから鍵を借り受けて使用するものとする。

(原状復旧及び清掃)

第8条 研修・実習センターの使用責任者は、使用期間終了後、使用した施設、設備、備品等を原状に復すとともに、施設内の清掃を行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研修・実習センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。